

○能代市定額減税補足給付金（不足額給付）支給事業実施要綱

令和7年6月13日

告示第100号

（趣旨）

第1条 この告示は、デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置として実施する、能代市定額減税補足給付金（不足額給付）（以下「給付金」という。）の支給に関し、必要な事項を定める。

（支給対象者）

第2条 給付金の支給対象者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、令和7年1月1日時点で本市の区域内に住所を有するもの（本市の住民基本台帳に記録されていないが、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による道府県民税所得割又は市町村民税所得割（以下「個人住民税所得割」という。）が課される者等を含む。以下同じ。）とする。ただし、所得税法（昭和40年法律第33号）上の非居住者並びに令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税所得割に係る合計所得金額が1,805万円を超える者を除く。

（1） ア及びイに掲げる額の合計額（1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げた額）がウに掲げる額を上回る所得税又は個人住民税所得割の納税義務者

ア 3万円に、その者の令和6年12月31日時点の同一生計配偶者又は扶養親族である者（いずれも国外に居住する者を除く。）の数に1を加えた数を乗じて得た額から、その者の令和6年分所得税額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の3第1項の規定がないものとした場合における令和6年分の所得税の額をいう。以下同じ。）を差し引いた額

イ 1万円に、その者の令和5年12月31日時点の控除対象配偶者又は扶養親族である者（いずれも国外に居住する者を除く。）の数に1を加えた数を乗じて得た額から、その者の令和6年度分個人住民税所得割額（地方税法附則第5条の8第4項及び第5項の規定の適用を受ける前のものをいう。以下同じ。）を差し引いた額

ウ 当初給付金（失効前の能代市定額減税補足給付金支給事業実施要綱（令和6年能代市告示第99号）に基づき支給した定額減税補足給付金（他の市町村から支給された同種の給付金を含む。）をいう。以下同じ。）の額（当初給付金の受給を辞退等した者にあつては、当初給付金を辞退等していなければ受給していた額をいい、当初給付金の支給対象者でなかった者の場合は零とする。）

- (2) 令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額が零であり、令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者
 - (3) 令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額が零であり、地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者である者
 - (4) 前3号の規定にかかわらず、物価高騰対応重点支援地方創生交付金制度要綱（令和5年11月29日付け府地創第327号）別紙1（10）に規定する地域の実情によりやむを得ないと内閣府が認める場合に該当する者
- 2 前項の規定にかかわらず、修正申告等により同時に要件を満たすことのない給付を受けている者は支給対象者としなない。
- 3 第1項第2号及び第3号の規定にかかわらず、次の各号に該当する者は支給対象者としなない。
- (1) 令和6年分所得税額又は令和6年度分個人住民税所得割額が零でない者
 - (2) 当初給付金の支給対象者（控除対象配偶者又は扶養親族として加算される者を含む。）
 - (3) 物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和5年法律第81号）第2条第1号に規定する給付金の対象となる世帯の世帯主若しくは世帯員又は物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則（令和5年内閣府・総務省・財務省令第1号）第2条第1号ロ、ハ若しくはニに規定する世帯の世帯主若しくは世帯員
- （給付金の額）

- 第3条 前条第1項第1号の規定による支給対象者に対して支給する給付金の額は、同号ア及びイに掲げる額の合計額（1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げた額）から同号ウに掲げる額を差し引いて得た額とする。
- 2 前項の給付金の額を算定にする場合において、令和6年分所得税に係る合計所得金額が1,805万円を超えるときは前条第1項第1号アに掲げる額を、令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が1,805万円を超えるときは同号イに掲げる額を、それぞれ零とする。
- 3 第1項の給付金の額を算定する場合において、令和6年1月2日以降に国外から転入し令和7年1月1日時点で本市の区域内に住所を有する者については、前条第1項第1号イに掲げる額を零とする。
- 4 前条第1項第2号及び第3号の規定による支給対象者に対して支給する給付金の額は、4万円とする。ただし、令和6年1月2日以降に国外から転入し令和7年1

月 1 日時点で本市の区域内に住所を有する者については、3 万円とする。

5 前条第 1 項第 4 号の規定による支給対象者に対して支給する給付金の額は、4 万円から所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）による改正後の所得税法及び地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）による改正後の地方税法に基づく特別税額控除額、既に給付を受けた当初給付金の額並びに同項第 1 号の規定により支給される給付金の額（いずれも控除対象配偶者又は扶養親族として加算される者として受けた額を含む。）を差し引いた額とする。

6 給付金の額の算定のために必要な情報を課税台帳等から抽出し、給付金の額の算定等の事務処理を進める日（以下「事務処理基準日」という。）は、令和 7 年 6 月 2 日とする。

7 事務処理基準日以降に生じた令和 6 年分所得税額及び令和 6 年度分個人住民税所得割額の修正等については、原則として、給付金の額に反映しないものとする。

（支給の申込み等）

第 4 条 市長は、支給対象者のうち行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 9 条の規定により、市において口座情報を把握できる者（以下「申込対象者」という。）に対し、給付金の支給の申込みを行う。

2 申込対象者は、前項の申込みを受けたときは、能代市定額減税補足給付金（不足額給付）受給拒否の届出書（様式第 1 号）の提出により、給付金の受給の拒否を届け出ることができる。

3 市長は、第 1 項の申込みを行った日から 7 日以内に前項の届出がないときは、速やかに支給を決定し、能代市定額減税補足給付金（不足額給付）支給決定通知書（様式第 2 号）により、当該申込対象者に対し通知し、給付金を支給するものとする。

4 申込対象者に対する給付金の支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。

（1） 市において把握している口座に振り込む方式

（2） 前項の支給決定前までに、能代市定額減税補足給付金（不足額給付）支給口座登録等の届出書（様式第 3 号。以下「口座登録届出書」という。）を提出し、市が当該届出を受けた指定口座に振り込む方式又は市が窓口において現金を支給する方式

（確認書による手続）

第 5 条 市長は、支給対象者（申込対象者を除く。）に対し、能代市定額減税補足給付金（不足額給付）支給確認書（様式第 4 号。以下「確認書」という。）を送付する。

2 確認書の送付を受けた支給対象者は、給付金の支給を受けようとする場合は、確認書を市長に提出しなければならない。

(確認書の受付開始日及び提出期限)

第6条 確認書の受付開始日は、令和7年7月1日とする。

2 確認書の提出期限は、令和7年10月31日とする。

3 確認書が郵送により提出された場合において、令和7年10月31日以前の消印があるものについては、提出期限内に提出されたものとする。

(確認書の提出者への支給決定)

第7条 市長は、確認書を受領したときは、速やかに内容を確認の上、支給の可否を決定し、能代市定額減税補足給付金（不足額給付）支給決定通知書又は能代市定額減税補足給付金（不足額給付）不支給決定通知書（様式第5号）により、当該確認書を提出した者に対し通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により支給を決定したときは、当該確認書を提出した者に対し給付金を支給する。

(代理による手続)

第8条 支給対象者に代わり、口座登録届出書又は確認書の提出を行うことができる者は、次に掲げる者とする。

(1) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）

(2) 親族その他の平素から支給対象者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者

2 代理人が口座登録届出書又は確認書を提出するときは、代理人欄への記載を行うものとする。この場合において、市長は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認するものとする。

3 市長は、第1項に該当する者にあつては、市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

(給付金の支給等に関する周知等)

第9条 市長は、給付金の支給事業の実施に当たり、支給対象者の要件、確認書の受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(支給ができなかった場合等の取扱い)

第10条 市長が第4条第3項の規定による支給の決定を行った後、申込対象者に対し給付金の支給として振込みを行う手続を行ったにもかかわらず、指定口座への振込みが口座解約・変更等の事由により支給決定を行った日の20日後までに完了できなかった場合は、本件契約は解除される。

2 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者（申込対象者

を除く。以下この項及び次項において同じ。) から第6条第2項の提出期限までに確認書の提出が行われなかった場合は、支給対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

- 3 市長が第7条第1項の規定による支給の決定を行った後、確認書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず確認書の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかった場合は、当該確認書は取り下げられたものとみなす。

(支給要件確認申請書による手続)

第11条 支給対象者又はその代理人は、次の各号に掲げる場合において、能代市定額減税補足給付金(不足額給付)支給要件確認申請書(様式第6号。以下「支給要件確認申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

- (1) 事務処理基準日時点で支給対象者でなかった者が、事務処理基準日の翌日以降に新たに支給対象者になる場合において、給付金の支給を希望するとき。
- (2) 支給対象者であるにもかかわらず、市長から支給の申込みがなかった場合及び確認書の送付がなかった場合において、給付金の支給を希望するとき。
- (3) 確認書に記載する住所地と異なる住所地に確認書の送付を希望するとき。
- (4) 代理人が支給対象者に代わり確認書の送付を受けようとするとき。

2 前項の代理人となることができる者は、第8条第1項に掲げる者とする。

3 市長は、支給要件確認申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査の上、支給要件に該当するときは、当該支給要件確認申請書を提出した者を支給対象者とし、確認書を送付するものとする。

4 前項の規定により確認書が送付された支給対象者に係る給付金の支給の手続については、第5条から前条までの規定を準用する。

(給付金の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った給付金の返還を求める。

2 給付金の支給を受けた者から、修正申告等により新たに要件を満たすこととなる給付の申立てがなされ、当該給付を支給する場合は、給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年6月 日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。